供託金廃止キャンペーン・ニュース

緑の党 グリーンズジャパン

No.４　2017 年６月６日発行

～6 月 9 日の次回裁判が近づきました～
キャンペーンチームより、緑の党の皆様へ
各地域での署名集め、ご苦労様です。

①　署名締め切り

6/9 前までが第 1 次締め切りです。
手元に署名用紙を持っている方は、
〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-12-1 東和ビル４階　埼玉総合法律事務所
宛に、早急に送付をお願いいたします。

②　傍聴へ行こう！

可能な限り、傍聴に来てください。
宇都宮さんの講義でも、最重要なポイントとして、
裁判官に国民がこの問題に非常に注目していることを伝える、
そのために傍聴席は満杯にする、ということが強調されていました。
（★下段に第４回裁判傍聴の案内あり。）

③　宇都宮さんの講義（動画文字起こし）

地域代表協議会で行なわれた、宇都宮健児さんの勉強会の講義の部分を
キャンペーンサイトにアップしました。
https://spue8y99.wixsite.com/justice/blank-7

中見出し	小見出し
憲法条文の確認	[憲法条文：前文][憲法条文；15 条][憲法条文；44 条]
健全な民主主義	[増える貧困層][非正規労働者][非民主的な普通選挙法]
供託金が高い理由	[本当の目的][高額な供託金が引き起こしたこと] [諸外国の供託金制度]
訴訟の争点と見通し	[憲法 47 条　国の裁量][人権保障の優位性][私たちの運動] [平成の自由民権運動]

◎『21 世紀の自由民権運動』 と捉えて盛り上げていきたいと思います。
ここは！と思う言葉をコピペして tweet、facebook へシェアし、　講演の趣旨を拡散することで、世論を高める一助としてください。　お願いします。

■□■6/9（金）「供託金違憲訴訟第４回裁判」傍聴ご参加のお願い ■□■

世界一高い供託金の廃止を！！
立候補する権利をみんなの手に。

選挙供託金違憲訴訟第４回裁判

大法廷を埋め尽くす関心のアピールを！
第４回裁判では、いよいよ被告である国からの反証が出されます。
ぜひ傍聴席から応援をお願いします。

==========
6 月 9 日（金）14 時
東京地方裁判所 103 号法廷
地下鉄「霞ヶ関駅」A1 番出口すぐ
（丸ノ内線、日比谷線）

■入廷行動　13 時 15～30 分
　東京地裁前（霞ヶ関駅出口）

■報告会　裁判終了後
　参議院議員会館　講堂

【供託金違憲訴訟弁護団】
団長　弁護士　宇都宮健児
（連絡先）事務局長　弁護士　鴨田譲
〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-12-1
　　東和ビル４階　埼玉総合法律事務所
TEL 048-862-0342　FAX 048-866-0425
==========

（＊傍聴の呼びかけチラシ（JPG）はこちら↓↓
http://greens.gr.jp/uploads/2017/06/kyoutakukin_sosyou_dai4kai_tirashi.jpg）

■□■　□■□　■□■　□■□　■□■